

内閣府男女共同参画局任期付職員の募集について

内閣府男女共同参画局では、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年法律第125号）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

職名 内閣府事務官（男女共同参画局総務課専門官〔防災担当〕）（予定）

※これまでの職務経験によっては、専門職として採用することもあり得る。

2. 職務内容

男女共同参画局では、男女共同参画社会の形成の促進を図ることを任務としており、政府全体の基本的な政策の企画立案・総合調整や、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（男女共同参画基本計画）の策定・推進などを業務としている。そのうち、総務課において行う重要業務の一つに、防災・復興における男女共同参画及び地域における男女共同参画に関する事務の企画立案・実施がある。

人口の半分は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須である。しかしながら、様々な取組が進められてきたが、いまだ、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言い難い状況である。

このため、令和7年6月に決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025」においても、以下のことに取り組むこととしている。

- ・令和6年能登半島地震やこれまでの災害を通じて明らかになった課題や取組事例を積極的に展開するとともに、関係省庁と連携し、防災・災害対応における女性の参画拡大を更に進めていく。
- ・防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修・訓練を実施する。
- ・過去の災害での支援事例や対応ノウハウ、重要なポイントを体系的に整理し、ホームページで共有するとともに、災害発生時には、災害対応用ページを設置するなどして、被災自治体・応援自治体・男女共同参画センター・民間支援団体・住民を含め災害対応や支援にあたる関係者が迅速に参照できる環境を整備する。

上記を踏まえ、今回募集する職員は、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る業務を担当する専門官として、次に掲げる業務に携わるものとする。

- ① 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知、地方公共団体の取組状況のフォローアップと「見える化」など、地方公共団体における男女共同参画の視点からの防災・復興の取組の促進
- ② 防災・復興における男女共同参画センターや民間団体など、相互の支援を促進するための仕組みの検討
- ③ 内閣府政策統括官（防災担当）などの関係省庁等と連携し、災害対応のための各種要領やマニュアル等において男女共同参画の視点からの配慮事項

等の充実

- ④ 発災時に、必要に応じ、内閣府調査チーム又は政府現地対策本部等の要員として、現地に派遣され、地方公共団体に対し必要な支援・助言
- ⑤ 国の災害応急対策のための会議への対応 等

あわせて、女性にも選ばれる地域づくりや、男女共同参画社会基本法の改正を踏まえた地域における男女共同参画の取組の強化が重要となっていることから、地域における男女共同参画に関する業務も担当する。具体的には、専門官として、次に掲げる業務に参画する。

- ① 地域における男女共同参画の推進に関する企画立案
- ② 地方公共団体や地域の男女共同参画センターと連携した取組の推進（令和 8 年 4 月に創設予定の独立行政法人 男女共同参画機構との連携を含む） 等

3. 応募要件

- (1) 大学卒業以上の学歴を有すること。大学院修士課程修了又は同等以上の学力を有していることが望ましい。
- (2) 男女共同参画や、男女共同参画の視点からの防災・復興、地域における男女共同参画に関して、学問上又は実務上の経験を通じて、高度な知見・知識を有すること。特に、男女共同参画の視点からの防災・復興や地域における男女共同参画に関して 3 年以上の実務経験を有することが望ましい。
- (3) 発災時に必要な場合に行われる 1，2 週間程度の被災地派遣に対応可能であること。
- (4) 業務に必要なパソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）のスキルや組織での業務経験を十分に有すること。
- (5) 採用予定期間（令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）にわたり、継続して勤務が可能なこと。

【注】上記基準については、全ての要件を厳密に満たす必要があるというのではなく、要件を少し満たさない項目が一部にある場合であっても、他の項目で著しい経験・能力等が認められる場合には、総合的に判断を行う。

4. 応募資格

次のいずれかに該当する者は、応募資格がありません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により、国家公務員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 採用形態

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第3条第1項に基づき常勤の国家公務員として採用。

6. 給与

国家公務員の給与規定（「一般職の職員の給与に関する法律」等）により決定。

7. 身分・服務

「国家公務員法」を適用

8. 雇用期間

令和7年11月1日から令和9年3月31日まで（予定）。

採用から6か月間は、試用期間とし、条件付き採用期間とする。

最長5年まで任期更新の場合あり。

9. 勤務時間・休暇

勤務時間：原則として、平日午前9時30分から午後6時15分

（土・日・休日を除く。必要に応じ、超過勤務あり。）

休暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。翌年に繰り越し可能。）、特別休暇（3日間の夏季休暇を含む。）、病気休暇、介護休暇

10. 勤務地

内閣府男女共同参画局総務課（東京都千代田区永田町1-6-1）

11. 応募要領

< 提出書類 >

(1) 履歴書

- ・ 市販の用紙で可。電子的に作成した履歴書の印刷物も可。
- ・ 写真を必ず添付すること。
- ・ 応募要件に合致する資格等があれば、記入すること。

(2) 志望理由書（A4横書き1,200字以内）

(3) 業務経歴書

- ・ これまで従事した業務の内容を具体的に記述したもの。
- ・ 様式自由。A4横書き。
- ・ 特にこれまでの業務に関する経験及びその職務において得た知見、成果等を重点的に記述し、3. 応募要件に掲げた事項のうち、(2)に掲げる経歴については、関連文書等を添付すること。

< 提出方法 >

郵送（封筒の表面に「**任期付職員（総務課専門官）応募書類**」と朱書きのこと）

< 書類送付及び問合せ先 >

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府男女共同参画局総務課総務担当補佐 担当：内野
電話番号 03-5253-2111（内37503）

<提出締切>

令和7年9月5日（金）必着

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

<選考方法>

1次選考：書類選考

2次選考：面接

※ 1次選考（書類選考）の結果、2次選考（面接）を行うことになった方のみ、2次選考（面接）の日時・場所等をご連絡いたします。

※ 応募書類は、返却いたしません。

12. その他

- (1) 応募の秘密については、厳守いたします。
- (2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職していただく必要があります（休職は不可）。
- (3) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。
- (4) 採用後はマイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめカード取得の手続きをしていただくこととなります。

以 上